主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人竹下義樹の上告趣意のうち、京都市風紀取締条例三条の規定について憲法 三一条違反をいう点は、同条例三条の構成要件が所論のように不明確であるとはい えず、また、同規定が罪刑の均衡を欠くということもできないから、前提を欠き、 同規定について憲法一四条違反をいう点は、同条例三条は男性のみを処罰の対象と するものではないから、前提を欠き、その余は、違憲をいう点を含め、実質は単な る法令違反、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

なお、同条例三条は、罰則を五〇〇〇円以下の罰金又は拘留と定めているところ、 そのうち、罰金を定めた部分については、平成三年法律第三一号による改正後の刑 法一五条右法律第三一号附則二項前段により、同法施行の日から一年を経過した時 点で効力を失うに至ったが、拘留を定めた部分は、なお罰則としての効力を有して いるものと解すべきであるから、これと同旨の原判決の判断は、正当である。

よって、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成一一年四月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	出	峻	郎
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	井	嶋	_	友
裁判官	藤	井	正	雄